

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 東 祥 代表者名 代表取締役社長 沓名 俊裕 (コード:8920 東証・名証第一部) 問合せ先 常務取締役管理部長 桑添 直哉 (TEL.0566-79-3111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第37期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 監査体制の強化のため現行定款第32条の監査役の員数の上限を変更するものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、現行定款第 33 条 (監査役の 選任) および第 34 条 (監査役の任期) につきまして補欠監査役に関する規定を新設し て補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した 場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

<u> 変更的谷は伏切さわりでありまり。</u>		(下級は変更部分でありまり。)	
	現 行 定 款	変更案	
(監査役の員数)		(監査役の員数)	
第 32 条	当会社の監査役は、3名以内とす	第32条 当会社の監査役は、5名以内とす	
る。		る。	
(監査役の選任)		(監査役の選任)	
第33条	(条文省略)	第33条 (現行どおり)	
2.	(条文省略)	2. (現行どおり)	
	(新 設)	3. 当会社は、会社法第329条第2項の規定	
		に基づき、法令に定める員数を欠くこととな	
		る場合に備えて、株主総会において補欠監査	
		<u>役を選任することができる。</u>	
	(新 設)	4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効	
		力を有する期間は、当該決議後4年以内に終	
		了する事業年度のうち最終のものに関する定	
		時株主総会の開始の時までとする。	

珇	行	定	款
-717	1 1	ΛE	/h/\

(監査役の任期)

第34条 (条文省略)

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

変更案

(監査役の任期)

第34条 (現行どおり)

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

ただし、前条第3項により選任された補欠 監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠 監査役としての決議後4年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時を超えることができないものと する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日

以上